

第6章 基本理念等

1 基本理念

八百津町総合計画の基本目標「笑顔で寄り添う 福祉と健康のまちづくり」を受け、**すべての町民が 障がいの有無にかかわらず 等しく人権を持つかけがえのない個人として尊重され 地域で共生するまちの実現**を本計画の理念として定めます。

総合計画を上位計画とし、地域福祉計画による「だれもが暮らしやすいまちづくり」、子ども・子育て支援事業計画による「地域ぐるみの子育て支援」、健康増進計画による「健康なまちづくり」、やおつ高齢者いきいきプランによる「いつまでも元気に生涯暮らせるまちづくり」、その他関連計画との整合性を図ります。

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、全ての人が人としての尊厳を持ち、住み慣れた八百津町で安心して暮らし続けられるまちの実現をめざします。

2 計画の基本目標

(1) 全ての人が認め合い、個人として尊重される

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を認め合いながら、支えあって暮らせる社会をつくっていくことが大切です。住民全てが障がいの特性や障がいのある人に対する正しい理解を深められるよう福祉教育や広報・啓発活動を推進するとともに、障がいのある人の社会参加を阻んでいるさまざまな障壁を取り除き（合理的配慮の提供など）、障がいのある人が障がいを理由とする差別を受けることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保・拡大されるよう施策を推進します。

(2) 住み慣れた地域で互いに支え合い共に暮らせる

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、障害福祉サービスをはじめとする公的なサービスだけでなく、見守り、買い物など日常の支援、災害時や緊急時の支援など、身近な地域住民やボランティアなどの支援が必要です。社会福祉協議会等と協力し、障がい者理解の促進と、地域における自発的・積極的な地域福祉活動の一層の推進を図り、地域ぐるみで支え合い共に暮らせるまちをめざします。

(3) 誰もが生きがいを持ち自立に向けた暮らし

発達の遅れや障がいを早期に発見し、早期療育につなげるとともに、障がいのある児童が持てる能力を十分に発揮し、できる限り障がいのない児童とともに学び、ともに成長し、自立していけるよう、療育・教育の充実を図ります。

また、障がいのある人が、地域で自立した生活を送るためには、収入を得ることが必要です。働くことは収入を得ることだけでなく、仕事の中で役割を果たし、いろいろな人とふれあうことで、やりがいや生きがいを見いだすことができます。就労を希望する障がいのある人が個々の特性に応じた多様な就業機会が確保されるよう、企業、学校、サービス事業所、関係機関と連携して総合的な就労支援施策を推進します。

さらに、生活支援の充実を図るとともに、住まいの場としてのグループホームの整備を促進し、障がいのある人の地域生活を支援します。

3 施 策

- 1 教育の充実
- 2 障がいのある人の生活支援と療育支援
- 3 雇用・就業の促進
- 4 スポーツ・文化活動の推進
- 5 障がい者にやさしいまちづくりの推進

(1) 教育の充実

やおつの子どもたちが夢と希望を持ち健やかに成長できるよう、障がいのある児童もいない児童も、ともに学び、ともに成長するインクルーシブ教育を推進します。

(2) 障がいのある人の生活支援と療育支援

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、相談支援体制、障害福祉サービス、医療・療育等の充実を図ります。

(3) 雇用・就業の促進

自立と社会参加に向け、障がいのある人の特性に応じた多様な就業機会が提供されるよう、総合的な就労支援を推進します。

(4) スポーツ・文化活動の推進

障がいのある人が、生涯学習、スポーツ、レクリエーション、文化活動などを通じて、充実感や楽しさを味わい、健康づくり、仲間づくりの機会となるよう参加を促進します。

(5) 障がい者にやさしいまちづくりの推進

ハード、ソフト両面からのバリアフリーを促進するとともに、障がいのある人が安心して暮らせる、地域ぐるみで支えあうまちをめざします。